

「ポツダム宣言」と八月十五日

受諾遅延の背景には何があったのか

瀬 瀬 厚

一、「ポツダム宣言」発表までの経緯

一九四五（昭和二十）年七月の時点で、イタリアとドイツはすでに降伏。日本一国だけが連合国との戦いを続けるなか、国際政治の舞台では早くも戦後世界秩序の再編をめぐる綱引きが開始されていた。

ソ連は戦後予測される米ソ角逐の時代に備えるべく、先のヤルタ会談での密約で対日参戦に道を開こうとしていた。つまり、ソ連は英米協調路線を敷くために、日本を共同の敵とする方針に踏み出したのである。一方、アメリカは沖繩戦に勝利し、次いで日本本土空襲の本格化による日本国力の破壊と進攻準備に余念がなかった。原爆保有にも成功し、その圧倒的な軍事力を背景に、戦後世界秩序の主導権を握ろうとしていたのである。

そのアメリカにとって、日本が密かに進めていた日ソ交渉

による「和平工作」は到底受け入れることのできないものであった。このことから日ソ交渉の動きを封じるためにも、七月十七日にベルリン郊外のポツダムにおいてトルーマン米大統領、チャーチル英首相、スターリン・ソ連首相が会談することになったのである。会談の席上、予定通りソ連が日ソ交渉に応じないことを三国首脳間で真っ先に確認する。ソ連は取りあえず、この時点で英米協調の路線を選択して見せたのである。日本はこの結果を知るよしもなかった。

二、天皇制存置論をめぐる

七月二十六日、ポツダム宣言が発表された。それはアメリカのスタムソン陸軍長官がトルーマン大統領に提出した「対日計画案・覚書」および「共同声明案」を原案としたものであった。そこではアメリカの圧倒的な兵力による日本壊滅の可能性、日本の戦争指導者の追放、日本主権の本土への限定、

平和的政権樹立後における日本占領の連合国軍の撤退などを骨子としていた。そして、日本の戦争指導者にとって最大の関心事となるはずの天皇の地位については、「現在の皇室の下における立憲君主制を排除するものではない」という主旨を付記すれば、日本が無条件降伏する可能性が高いとの判断が書き込まれていた。

天皇の処遇および天皇制存続問題は、戦後世界の主導権掌握を狙うアメリカにとっても極めて重要な検討事項となっていた。アメリカの政府内や国内世論は、大別すると天皇制廃止論、天皇制存置・利用論、天皇制存置・機能停止論の三つの意見に分かれていた。確かに、日本軍国主義の打倒で世論が沸騰していた日米開戦当初は天皇制廃止論が圧倒的に有力であった。しかし、戦後の新秩序が模索され始めた日米戦争の終盤になると天皇制存置・利用論が浮上してくる。

アメリカの政府内では最終的に、天皇および天皇制が来るべき対日占領政策を円滑に押し進めるためには不可欠な要素とする判断が有力視されていく。ここで言う天皇制存置・利用論が優位を占めたのである。

こうしたアメリカ政府内外の意向が反映されつつ、アメリカの「対日声明案起草委員会」がポツダム宣言の草案を策定する。草案では肝心の天皇の位置について、日本に平和政権が樹立され、その政府がふたたび侵略を意図しない性格であることが世界に納得された場合に、「現皇室の下における立

憲君主制を含みうるものとする」と記されていた。²⁾ これらいわゆる「天皇条項」に共通していることは、明白な天皇制存置を示さないうで、恒久的な平和政権の樹立を基本とする一定の条件下に、天皇制存続の可能性を示唆するに留めたことであった。

これは天皇制廃止論を明確に主張する中国やイギリスなどへの配慮を示したもので、この時点でアメリカ政府は穏便に天皇制存置の路線を固めていこうという意向であった。したがって、「天皇条項」は、その他の条項と比較して格段に曖昧さが目立つ内容となっていた。しかしながら、七月二十六日に発表された「米英支三国宣言」(通称「ポツダム宣言」)には、これら曖昧さの目立つ「天皇条項」すら削除されていたのである。全一三項目から成る条項は、スチムソンの「対日計画案・覚書」および「共同声明案」をほぼ正確に踏まえたものであった。

しかし、この時点でアメリカの政府内では、天皇制存置をにおわすいかなる文面も削除すべきだと主張する新任のパーズズ国務長官や軍部らの強硬意見が多勢を占めるようになっていたのである。天皇制存続問題に関連するところを強いて指摘すれば、第一二項の「前記諸目的が達成せられ且つ日本国民の自由を表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於ては連合国の占領軍は直に日本国より撤収せらるべし」という箇所だけであった。³⁾

三、「ポツダム宣言」の内容と日本の反応

ところで、「ポツダム宣言」に示された連合国側の対日観を最もよく表しているのは第四項であろう。しかし、後日宣言が発表された時、この第四項は秘匿されることになった。

その第四項には、「無分別なる打算により日本帝国を滅亡の淵に陥れたる我儘なる軍国主義的助言者により日本国が引続き統御せらるべきか、又は理性の経路を日本国が履むべきかを日本国が決意する時期は到来せり」と記されていたのである。連合国は日本の戦争が明らかに一群の軍国主義勢力により指導されてきた事実を明確に認識していたのである。

さて、「ポツダム宣言」を傍受した日本政府は、まず外務省で宣言文の検討を開始する。七月二十七日の外務省幹部会議において、戦局の悪化が誰の目にも明らかになってきたこの段階で、宣言受諾は戦争終結の唯一の方法とする判断が確認された。それで宣言内容は全文を新聞掲載するもの、日本政府としては一切の声明を差し控えるとの消極的対応策を採用することで合意をみていた。

外務省としてはソ連を仲介役とする「和平交渉」を検討中でもあり、加えて宣言内容や連合国の真意を照会する必要があると考えていたのである。東郷茂徳外務大臣は、同日の午前中に天皇に拝謁して宣言文の訳文を見せ、宣言への対応は慎重を期すること、日ソ交渉が継続中であり、その行方を見

定めたうえで結論を出しても遅くないことなどを上奏する。

宣言内容を知った天皇は、それにとくに重大な関心を示さなかったと言う。天皇も外務省幹部と同様に、基本的には日ソ交渉による「和平工作」の進展に期待を抱いており、宣言内容にかかわらず宣言への関心は、この時点で高いものではなかったのである。

ところが、軍部は宣言の内容に当初から反発を示すことになる。やはり七月二十七日に開催された最高戦争指導会議において、豊田副武軍令部総長は宣言に何らの反応を示さず、無視することは軍の士気に悪影響を及ぼす恐れがあった。それで日本政府は宣言に断固たる拒否の意思を表明し、あくまで戦争継続の意向が強いことを内外に公表するよう政府を突きあげていたのである。同日午後開催された閣議の席上で、宣言への対応策をめぐり協議が行われた結果、公表の件については情報局の判断に委ね、基本的にはできるだけ自立たない形で掲載に踏み切ることにした。

七月二十八日、宣言の内容が一部を削除して掲載された。そのなかで『読売新聞』は「笑止、対日降伏条件」の見出しをつけ、日本政府の声明として「戦争完遂に邁進、帝国政府問題とせず」と報道。情報局の意向通り、各新聞は連合国が不当な降伏条件を日本に迫っており、到底耐えられる内容でないことを強調しようとしたのである。

さらに鈴木貫太郎首相はポツダム宣言への所信を聞かれ、

「私はあの共同声明はカイロ会談の焼き直しであると考えている。政府としては何ら重大な価値あるとは考えていない、ただ黙殺するだけである。我々は戦争完遂に飽く迄も邁進するのみである。」⁽⁴⁾と言いつつ切ったのである。

鈴木首相の「黙殺」声明は、宣言受諾に逸早く反対の意思を明らかにし、戦争継続を主張する軍部を懐柔するためでもあった。事実、新聞で発表された宣言内容は極めて限定的かつ日本側に都合のよい解釈と、その要約に過ぎなかった。

例えば、第九項の「日本軍隊は完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめられるべし」という部分が、「日本兵力は完全に武装解除せらるること」とだけ要約され、連合国側の真意が事実上秘匿されていたのである。ここでは宣言文に示された兵士の家庭復帰を実現する意味でも日本軍の武装解除が必要であるとする主旨を封殺するために強引な要約がなされており、連合国側が日本軍の解体と消滅を狙っている点のみが強調されたのである。

確かに宣言には、戦後処理をめぐる対日政策の前提をなす戦後日本国家のあるべき姿が、日本国の主體的な選択という表現ながら展望されており、日本政府と日本国民の進路決定・選択に依拠する方針が示されていたのである。その意味で「ポツダム宣言」は、明らかに平和への提言と言うべき内容を備えたものであった。しかしながら、日本政府や鈴木首相

相の「黙殺」声明の背景には、軍部への配慮とか、宣言内容への不信という問題のほかに、より本質的には日本の支配勢力が国民を全く信頼していなかったことが指摘できよう。

要するに、宣言に示された日本国民の主體的な政治判断を回避する途を模索し続けたことが、結果的に受諾決定を遅延させる主要な原因の一つとなったと言えるのである。

四、「国体護持」への執着と天皇の態度

宣言受諾の遅延の原因をもう少し具体的に追ってみたい。宣言受諾遅延の最大の理由は、天皇および日本政府がソ連の仲介による和平交渉への期待を捨てなかったこと、天皇制存置に関する「天皇条項」の明記がなく、原則として「国民の自由意思」に委ねるとした連合国側との直接交渉では、従来の天皇制支配体制の存続（＝国体護持）への確信が持たないとする判断を崩そうとしなかったことである。

日本の軍事力がすでに事実上崩壊し、戦局も最後の段階にある現状においても、依然として全く展望のない日ソ交渉に期待をかけ続けることで国体護持にのみ執着し続け、戦争終結の好機を逃した天皇および支配諸勢力の政治的責任は、すこぶる大きい。日本政府部内に宣言の評価や受諾の是非めぐり種々の対立や駆け引きが存在したとは言え、鈴木首相の「黙殺」発言は、アメリカ力をして広島・長崎への原爆投下に踏み切らせ、同時に投下を正当化させる口実を与えてしまっ

た事実からしても、重大な政治的過失を犯したことになる。

鈴木首相は戦後この時の「黙殺」声明に触れて、「この一言は後々に至る迄、余の誠に遺憾とと思う点」と回顧しつつ、同時に「この一言を余に無理強いに答弁させた所に、当時の軍部の極端な抗戦意識が、如何に冷静なる判断を欠いて居たかが判るのである。」と述べて「黙殺」声明は本意ではなく、責任は軍部にあるとして自らの政治責任を認めようとしないのである。

「黙殺」声明が連合国側に事実上の宣言受諾拒否声明と受け取られたことを承知していたはずの鈴木首相が、軍部の強硬意見があつたとは言え、自らのリーダーシップを発揮して早期に宣言受諾に踏み切ろうとしなかった責任は極めて重い。

一日もゆるがせにできない状況のなかで、いかなる理由があれ、受諾を逡巡することは決して許されぬはずであつた。

しかし、こうした鈴木首相の「黙殺」声明の裏には、天皇の固い戦争継続意思と日ソ交渉への過剰な期待感が存在していたのである。事実、天皇はひたすらソ連からの「和平工作」の要請に対する回答を待ちわびるだけで、戦争終結への有効な対策をとうとうとはしなかった。そればかりか、天皇はこの間にも木戸幸一内大臣に、「伊勢と熱田の神器は結局自分の身近に御移して御守りするのが一番よいと思ふ。」と発言し、天皇の象徴である「三種の神器」を自らの手で守護し、信州松代の大本宮への移動を考慮していたのである。

つまり、天皇は宣言受諾による戦争終結ではなく、ソ連を仲介とする「国体護持」が確認されるまで、本土決戦に望みをつなぎ、場合によっては松代の大本宮に立て籠もってまで徹底抗戦の態勢を整えようとしていたのである。

木戸は戦後になって、天皇も木戸自身も宣言受諾による「和平」の可能性を期待しはしたが、軍部強硬派のクーデタや反乱の恐れがあり、そのために即時受諾に踏み切ることができなかったと弁解している。だが、これは到底額面通りに受け取ることはできない。決定的な理由は宣言文から「国体護持」の確認が得られないという判断を抱いていたがゆえに、天皇および木戸は宣言文の無視ないし軽視を決め込んでいたからである。そこでは、最近アメリカの国立公文書館から返還された「国際検察局押収文書」の「全国治安情報」に収められた「敵ハ勝ニ乗ジテポツダム共同宣言ニ追込ムベク猛烈ニ攻撃スルデアロウ 此ノ儘行クト自滅ノ他ナイ」という民衆の切実な声が配慮されることはまったくなかったのである。

五、天皇の継戦意思と「聖断」

次に天皇周辺の「国体護持」を目的とする「終戦工作」の動きを、小磯内閣の成立時まで少し時間を遡って整理しておきたい。なぜならば戦争継続路線の修正が始まるのは、実は小磯内閣時であり、天皇も戦局の悪化に不安感を深めながら、しだいに「国体護持」への執着を鮮明にしていくから

である。

一九四四（昭和十九）年九月七日、第八五回帝國議會で就任間もない小磯首相は戦争継続方針を打ち出し、挙国一致による強力な戦争指導体制の整備を説いた。そこで、首相・外相・陸相・海相・参謀総長・軍令部総長を構成員とする最高戦争指導会議を設置することにした。さらに八月十九日の御前會議で「今後採るべき戦争指導の大綱」が決定された。そこで太平洋方面でアメリカとの決戦を挑む作戦方針が打ち出され、国民の戦意高揚を目的とする「国体護持精神の覚醒」や「敵愾心」の徹底喚起が叫ばれた。そして、ここで戦争の目的が「皇土の護持」の一点に絞られていくのである。

表向きには、こうした強引な戦争継続方針が確認される一方、最高戦争指導会議はソ連を仲介とする中国との戦争終結構想や対重慶工作に象徴されるような戦争終結を展望した動きも開始していたのである。こうした「戦争終結」構想をリードしたものが、重臣・宮中グループと称される首相経験者や木戸幸一に代表される天皇側近のメンバー、さらに高松宮や賀陽宮ら皇族たちであった。

その中心人物であった海軍大将岡田啓介（元首相）は、小磯内閣の戦争継続路線を表面上支持しながら、その理由を「只今ノトコロ一億玉碎シテ国体ヲ護ル決心ト覚悟ニテ国民ノ士氣ヲ高揚シ其ノ結束ヲ鞏クスル以外方法ナシ」と述べていた。^⑨岡田は「終戦工作」のための最大の要点を「国体護持」

と位置づけ、戦争継続による「国体破壊」の危険性を読み込んだうえで、戦争終結のシナリオを模索していたのである。ここでは「国体護持」≡天皇制の存続こそ、重臣・宮中グループに課せられた使命だとする強烈な自負が動機づけとなっていた。

岡田としては東条内閣を打倒した実績を踏まえ、戦争継続を主張する陸軍主戦派から「終戦工作」の主導権を奪い、重臣・宮中グループがそれを掌握しておきたかったのである。これらの一群が構想していた「終戦工作」のなかで「国体護持」観念がどのように位置づけられていたかを知るうえで、次のような高松宮の発言が注目されよう。

すなわち、「戦争終結対策ノ眼目ハ国体ノ護持ニ在リ 玉碎デハ国体ハ護レズ 又玉碎トイツテモ玉碎出来ルモノニ非ズ “サイパン”ノ実例ヲ見テモ明ナリ 七生報国 生キ替リ死ニ替リ 皇室ヲ護持スルノ大決意ガ必要」とし、さらに加えて戦争終結の条件について、「条件ハ簡單ナリ 国体ノ護持是ノミ 独逸ノ前大戦ニ於ケル如クニ、三十年ニ異レル形ニテ復興スレバ宜シトイフガ如キハ我国ニ許ス可カラザルコトナリ」との内容である。^⑩

要するに、高松宮は戦争終結を実現させる「終戦工作」の目的が「国体護持」にあること、陸軍主戦派の主張するような「玉碎主義」では、日本に有利な「終戦工作」をつくり出すことは不可能であることを強調したのである。これは陸軍

主戦派から戦争指導権を取り上げ、重臣・宮中グループが戦争終結の主導権を握らない限り、「国体」の崩壊もあり得るとの危機感の表明でもあった。

この間にも大本営陸海軍部は、本土・南西諸島・台湾・フィリピン方面を次の決戦場として作戦準備を進めていたが、同年十月十日には沖繩、同月十三日には台湾が空襲され、同月十七日にはフィリピンのレイテ島にアメリカ軍の上陸が開始される。日本海軍がレイテ島沖開戦で航空母艦を全て喪失する壊滅的損害を被ることになるや、重臣・宮中グループは「国体」崩壊の可能性が現実味を増してきたことに脅威を感じていたのである。事実、賀陽宮は近衛との会談の席上、「これ以上戦いを継続することは我国体に傷つくるのみにて、何等益なきを以て、重臣等は転換に努力すべき」であると発言していた^①。ここには、「国体護持」を叫びつつ、その実戦争指導の主導権維持を優先しようとしていた陸軍主戦派への反発の意味が込められていたのである。

こうして陸軍主戦派からの主導権奪取の試みが水面下で進められる一方、肝心の天皇は戦局の悪化に不安と動揺を隠していなかったものの、陸海軍の両統帥部長が最終的には依然として反撃の余地が残っている旨の上奏を聞くや、重臣・宮中グループの戦争終結方針に同調しようとしなかった。天皇としては可能な限り反撃の機会を模索し、日本に有利な条件を形成することに重点を置こうとしたのである。

六、受諾遅延の真相と天皇の戦争責任

戦争継続の意思の固い天皇を、あくまで「国体護持」を目的とする戦争終結方針に同調させる試みが、年明け早々から開始される。その代表的なものが「近衛上奏」（一九四五年二月）である。それは、「敗戦は遺憾ながら最早必至なりと存候。以下此の前提の下に申し述べ候。敗戦は我が国体の一大瑕瑾たるべきも、英米の世論は今日迄の所国体の変更とまでは進み居らず（勿論一部には過激論あり、又将来いかに変化するやは測知し難し）随つて敗戦だけならば、国体上はさまざま憂ふる要なしと存候」とする内容であった。

近衛は敗戦そのものや、戦局の悪化にとまなう国民の人的物的損害の深刻化の問題より、敗戦の結果国体そのものが崩壊の危機にさらされる可能性を強く意識していた。そこで、陸軍主戦派の主張に乗り、依然として戦争継続の意思を捨てていなかった天皇を説得しようとしたのである。

そのことは原田熊男の残した発言からも裏付けられる。それは、「近衛上奏ノ筋ハコノ儘デ進ンデハ敗戦必至ノ情勢デアアル。而シテ陸軍ノ戦争指導ニ委セラレテハ国体が危険デアアル。陸軍ハ故意ニ非ザルベキモ結果的ニハ赤化ノ一途ヲ辿ルトイフコトヲ従来ノ実例ヲ挙げテ一々御説明申上ゲタ、陛下ハ梅津ガ奏上シテ米國ハ国体ノ変革ヲ目指シテイルカラ徹底的ニ戦ハナケレバナラヌト言ツテ居タガ近衛ハドウ思フカト

御言葉デアツタノデ近衛ハ左様ニハ信ジマセヌト申上ゲタ」⁽¹⁾とするものである。

さらに、同資料には近衛が陸軍主戦派の動向について種々上奏したところ、天皇から「陸軍ハ何トカシナケレバナラヌト思フガソレニハドウスレバ宜シイカ」との御下問があったので、近衛は「陛下ガ軍部ノ最近ノ情勢ヲ最モヨク御承知故御聖断ニヨル以外ナイト存ジマスト述べタ」としている。

二月の時点でも、天皇は戦争継続路線と戦争終結路線の間で揺れ続け、実にこれ以後、「ポツダム宣言」受諾に踏み切るまで約半年間近くも貴重な時間を無駄使いしていくのである。先に述べたように、天皇はこれ以後、日ソ交渉への期待感を強めていくが、それも「国体護持」への異常とも思える執着心の結果であった。

そのことがまた近衛ら重臣・宮中グループが構想する「国体護持」のためには陸軍主戦派の主導権を奪取し、陸軍に戦争責任を一方的に背負わせることで、戦後における「国体護持」と天皇を核とする戦後保守支配層の再編成という構想を受け入れるまでに時間を要してしまうのである。

しかし、問題はその時間の経過のなかで、例えば東京大空襲や広島・長崎への原爆投下を招き、さらにはソ連参戦による「中国残留孤児」や「シベリア抑留問題」が発生したという歴史事実である。この歴史事実を繰り返し考え合わせる時⁽¹⁴⁾、天皇の戦争責任は極めて重いと云わざるを得ないのである。

【注】

- (1) 中村政則『象徴天皇制への道』一三七ページ、岩波書店、一九八九年。
 - (2) 同右、一三八ページ。
 - (3) 外務省編『終戦記録4』一一ページ、北洋社、一九八七年。
 - (4) 同右、一九九ページ。
 - (5) 同右、一八八ページ。
 - (6) 『木戸幸一日記』下巻二二二二ページ、東京大学出版会、一九六六年。
 - (7) 同右、東京裁判期、四四一〜四四三ページ。
 - (8) 粟屋憲太郎他編集解説『国際検察局押収文書①敗戦時全国治安情報』第七巻、日本図書センター、一九九四年。
 - (9) 『秘録抜粹 岡田大将 昭和十九年九月十四日付』防衛庁防衛研究所戦史部図書館蔵『高木惣吉資料』(未刊行資料)所収。
 - (10) 『秘録抜粹 高松宮殿下 昭和十九年九月十九日付』同右。
 - (11) 小磯国昭自叙伝刊行会編『葛山鴻爪』八〇八〜八〇九ページ、中央公論事業出版、一九六三年。
 - (12) 細川護貞『細川日記』三六〇ページ、中央公論社、一九七八年。
 - (13) 原田男内話覚 昭和二十年三月二十一日付』前掲『高木惣吉資料』所収。
 - (14) 天皇の戦争責任の問題については、拙著『遅すぎた聖断』(山田朗との共著、昭和出版、一九九二年)を参照されたい。
- (こうけつ あつし・山口大宇)